

華北大規模畑作経営の存立条件（II）

た
島
俊
雄

I 課題

II 規模拡大の一般的条件

III 大規模畑作経営の現状

1. 山西省雁北地区大同県の事例

(以上、前号)

2. 北京市順義県の事例

(以下、本号)

IV 結語

1. 限界地における規模拡大

2. 耕作規模別生産費

3. 規模別生産力格差

4. 再個別化の可能性

5. 規模拡大をめぐる政治状況

III 大規模畑作経営の現状

2. 北京市順義県の事例

(1) 順義県の農業概況^(注12)

順義県は北京市東北部に位置し、総面積1016平方km²、1990年末現在で常住人口53万1000人、うち都市戸籍人口6万8000人、28郷鎮、431行政村よりなる。近年の非農業発展に伴い、農家労働力20万6000人のうち農村工業に6万6000人、建設業その他に3万7000人が就業するなど農家の兼業化がすすみ、林業、畜産、水産業を含めた広義農業の就業者は7万1000人にすぎなくなっている。またこうした非農業就業の増大を反映し、郷から鎮への昇格が相次いでいる。総耕地面積は6万ha弱で、農家世帯数を約10万として1世帯当たり60ha程度の規模にすぎない。このうち穀作用に指定された農地は約4万6000haである。すなわち郊外区の周辺に位置し、北京市の野菜指定産地からははずれ、

基本的に食糧生産が義務づけられている。

1990年段階における北京市の年平均気温は12.7度、年間降水量は697.3mmであり^(注13)、順義県はしたがって半乾燥地域に属する。地形的には平原地帯で、地表水、地下水による灌漑が発達しており、一部に水田もみられるが、基本的には畑地灌漑である。近年の傾向としては、水および土地のロスが大きい明渠方式からビニールパイプを利用した移動式のスプリンクラー方式に移行しつつある。また作付方式は、大型機械の導入を契機に小麦一トウモロコシの完全な2毛作（両茬平作）に移行しつつある。すなわち從来は作期の競合で2年3作もしくは間作方式であったのが、大型トラクタと小麦用コンバインの導入に伴い、夏の労働ピーク時に適期作業が可能となり、土地利用度が向上している。ちなみに完全な2毛作は1986年に1万8000haにすぎなかったのが、87年には2万7000ha、88年には3万2000haと急増し^(注14)、91年段階では穀作用地全体に及んでいる。

農業経営制度の改革は、1979年以降取り組まれた。まず1979年より、グループによる一種の分益小作である「聯產承包到組」が始まり、81年から83年まではグループによるものから個別労働力が対象となり（聯產承包到勞），さらに84年末から86年夏にかけては農地を分け、個別経営を推進した。

他方この間、産業構造の変化も顕著にみられた。首都に隣接するということで一部に北京市もしく

第8表 北京市順義県農業概況

	耕地面積 (万ha)	常住人口 (万人)	農村労働力 (万人)	耕種業生産額 (万元, 1980年価格)	林業生産額 (万元, 1980年価格)
1980	5.8				
1984		48.4	22	16,810	410.4
1985	5.8	48.6	22	17,443	267.8
1986		49.0	22	18,392	232.0
1987	5.8	49.6	21.8	19,892.6	310.5
1988	5.8	50.1	21.4	21,469.4	270.5
1989		52.1	20.8	22,873.0	242.8
1990		53.1	20.6	23,559.1	195.9
	畜産生産額 (万元, 1980年価格)	水産業生産額 (万元, 1980年価格)	工業生産額 (万元, 1980年価格)	区 總 級	農村・街道級
1980					
1984	9,355	151	27,704	11,669	16,035
1985	9,886	282	40,528	16,354	24,174
1986	10,508.8	538.9	84,945.4		
1987	12,202.6	1,018.4	109,853.6	21,877.0	87,976.6
1988	13,348.7	1,247.3	185,175.2	30,568.8	154,606.4
1989	14,799	1,451.0	244,086.6	50,653.9	193,432.7
1990	16,504	1,612.2	298,058.9	54,022.0	244,036.9
	作付面積 (万ha)	食糧作付面積 (万ha)	食糧生産量 (万t)	食糧国家買付量 (万t)	野菜生産量 (万t)
1980	9.9	9.0			
1984			42.14		12.3
1985	10.0	8.9	42.65	9.6425	12.66
1986			43.15	10.737	17.46
1987	9.8	8.9	46.91	15.8785	21.67
1988	9.9	8.8	49.58	16以上	25.85
1989			51.21		36.47
1990			55.5		38.2
	果物生産量 (t)	食肉生産量 (t)	卵生産量 (t)	牛乳生産量 (t)	
1980					
1984	6,175		18,005		
1985	6,174	26,900	19,500	1,700	
1986	7,503	27,700	21,400	1,800	
1987	9,847	29,600	24,168	1,717	
1988	12,560	28,570.4	25,962	1,654	
1989	15,048	35,090	29,425	1,699	
1990	16,999	36,442	33,421	2,055	

(出所) 北京市統計局編『北京(市)社会経済統計年鑑』北京 中国統計出版社 1985, 87, 88, 90, 91年版,
および国家統計局農村社会経済統計司編『中国分県農村経済統計概要』北京 中国統計出版社 1980~
87年版, 同88年版(国家統計局農村社会経済調査総隊編)。

(注) 1984, 85年の工業生産額には村級の工業は含まれない。

は中央レベルの工業の立地がみられたが、これらは別格として、1980年代以前には農機具修理・部品製造工場を中心に若干の工業集積がみられたにすぎない。しかし1980年代には顕著な工業発展、とりわけ農村工業（郷鎮企業）の発展がみられ、80年段階で均衡していた工農業総生産額の比重は、大きく工業にシフトしている。そして農家の兼業化がすすみ、農業に対する労働力投入・投資が減少する事態となるにおよび、1983年から85年にかけては食糧確保のための地域的な資金補助制度（以工補農）が設けられた。いわば生産費補填のためのマイナスの地代ということになるが、この額は毎年平均3000万元、10ha当たり60元にも達した。しかし飯米農家が多く、施肥を規定どおり行なわず、荒らし作りが広がるなど、集約度の低下は防げなかつたという。また一部でモデルとして試みられた個別の規模拡大も、みずからワンセットの機械化を行なうことができず、経営面積が自家労働力供給の限界を越える場合には雇用を入れねばならず、往々にして経営が粗放化したという（注15）。

順義県における穀作大規模経営の取り組みは1986年8月に始まる。この点については後に改めて述べるが、ともあれこの段階で、条件のあるところには集団農場（集体農場）、劣るところでは個別農家を選抜して経営責任を負わせ、両者あわせ42村の村、37haの農地で規模拡大の試みが開始された。そして1986年の経験にもとづき、87年8月には全県規模に拡張し、以後毎年8月に改善のための見直しを行ないつつ、今日まできた。この間、食肉・牛乳生産に若干の変動がみられるほかは、穀作を含め農業発展は順調である（第8表参照）。

規模拡大は農業の機械化と不可分であった。1986年から90年の間に農業固定資本投資は2億

8000万元もの規模で行なわれた。県郷村の3級にわたりスプリンクラー灌漑の設備が張りめぐらされている。小麦収穫機としてジャムス製の1065型が200台あまり保有され、トウモロコシ収穫機はソ連から輸入した6条刈を中心に現在普及段階にある。ただし1990年段階でもトウモロコシの収穫面積の60%は、いまだ手労働であり、とりわけ個別農家による経営において機械化が立ち遅れているという。

一方、播種は機械化されており、防除は飛行機で統一的に実施される。トウモロコシの除草は、密植化の結果10ha当たり7500株にもなるため機械が入れず、除草剤の散布に代わりつつある。こうして枕地の耕作、スプリンクラーの移動、追肥といった管理作業を除き、一貫機械化が実現しつつある。

農業機械は基本的に村の集団所有に属し、1984年から86年にかけ個別経営化した時期にも、機械の請負はみられたが集団所有が堅持され、払い下げはなかった。すなわち今日の集団農場はいうまでもなく、従来および今日の個別経営の場合でも、機械作業は村で専業的に設けられている農業機械隊（農機隊）による賃耕に依存する。また機械設備が不十分な村の場合には、部分的に郷レベルの農業機械（トラクタ）ステーションによる作業受託もみられる。

機械作業の料金については1988年以降、県農業機械局より費用積み上げ方式による標準作業料金表が示され、郷鎮レベルでは上下10%のフロート幅で自主的に決める方式になっている。それ以前の場合は逆ザヤであったという。第9表では1989年段階の標準作業料金表を示したが、以後の物貲費・オペレーター賃金の変化に伴い、作業料金も変わってきているという。ちなみに1065型小麦コ

第9表 順義県における機械作業標準料金（1989年）

(単位：元／10 a)

夏季一貫作業					
形式1	料金	形式2	料金	形式3	料金
小麦刈倒し	5.850	小麦収穫（1065型）	24.600	小麦収穫（北京2.5型）	20.400
小麦脱穀・茎稈粉碎	26.520	耕起	5.850	無耕起培土播種	6.330
無耕起培土播種	6.330	精密播種	3.660	鎮圧	2.415
鎮圧	2.415	鎮圧	2.415	化学除草	2.415
化学除草	2.415	化学除草	2.415	中耕・施肥	5.505
合計	43.530	合計	44.445	合計	37.065

秋季一貫作業					
形式1	料金	形式2	料金	形式3	料金
トウモロコシ収穫・搬送	22.050	茎稈粉碎	8.565	茎稈粉碎	8.565
ハローおよび施肥	4.455	ハローおよび施肥	4.455	ハローおよび施肥	4.455
耕起	5.850	耕起	5.850	耕起	5.850
鎮圧	2.415	鎮圧	2.415	うね立て	2.205
播種（ドリル）	4.665	播種（16, 24条）	3.240	旋耕・播種	4.500
合計	39.435	合計	24.525	合計	25.575

(出所) 順義県農機局「關於農田作業収費標準的意見(試行)」(1989年8月21日)。

ンバインの取得価格は13万元余りで、償却期間は11年、年間稼働面積は67ha（1000ha）程度、燃料費も含め10元当たりの作業料金は1991年段階で30元が標準となっている。標準料金はこのように積み上げ方式で算定されるが、トラクタの場合には、後述のように輸送作業に従事する期間が圧倒的であり、この部分を除いた圧縮償却となっている^(注16)。なお、主要機械の償却期間は一般に10年もしくは12年である。

他方、金利負担については標準作業料金表付属の費用積算表に独立した項目がみられない。管理的経費に含まれる可能性は否定できないが、補助金、無利子資金による購入、もしくは自己資金による購入が主である場合には、費用と意識されないのかもしれない。

さて、第9表では夏季作業（三夏作業。小麦の収穫からトウモロコシの播種・管理までを含む）、秋季作業（三秋作業。トウモロコシの収穫から小麦の播種までを含む）それぞれにつき、3通りの機械化体系が示されている。たとえば夏季作業の形式1の場合には、リーバーを使った小麦の刈倒し作業と脱穀・茎稈（麦わら）粉碎作業が分離されており、機械および労働力の状況如何では、いずれかの作業を手作業で済ます可能性があることを示している。またこの形式の場合には中耕・施肥（追肥）の機械作業は含まれず、手作業で行なわれる事が想定されている。形式2、3の場合には基本的に一貫機械化が想定されているが、コンバインの機種ごとに性能（歩留まり）・作業時間の違いを反映し、収穫作業の料金が異なり、かつ後

作業の内容・体系も異なる。

秋季作業の場合は収穫を含む一貫機械化（形式1）と茎稈粉碎以降の機械化（形式2，3）に大きく分かれる。後者はトウモロコシの刈倒しとサヤ取り、皮はぎを手で行ない、残った茎稈をトラクタのアタッチメントでチップにし圃場に広げる体系であるが、茎稈を脱穀場に運び、サヤとの分離、皮はぎを手作業で行なうという選択もありうる。いずれにせよ刈跡にはディスク・ハローをかけ、トウモロコシの根株を粉碎し、茎稈チップが残されている場合はこれを含めプラウで犁込む。また水はけの悪い圃場については広幅の畦を立てるとともにロータリー・プラウをさらにかけ、保水能力を保ちつつ小麦を播種（散播）する。

穀物の生産量は小麦、トウモロコシそれぞれ25万㌧程度で、流通ルートは公定買付け価格による供出、協議買付け、および市場流通の3通りある。小麦の供出価格（三七価格）^(注17)はキログラム当たり0.5元、協議買付け価格は市場価格にリンクされ同0.92元となっている。生産量25万㌧の内訳は、農家の飯米に10万㌧、種子として1万5000㌧、供出用に3万㌧、協議買付けに8万㌧、その他は市場流通ということになる（1991年の場合）。トウモロコシの場合はキログラム当たり供出価格が0.36元、協議買付け価格が0.62元で、生産量の内訳は供出2万㌧、協議買付け13万㌧、自家用飼料8万㌧、市場流通2万㌧となっている（1990年の場合）。ハイブリッドなので種子の自家生産はない。

さて村レベルで統一的に費用・支出を管理し、村レベルで経営責任を負うという意味での集団農場は、実際には徐々に形成されつつあるといえる。県党委員会農村工作部によれば、1990年末の段階でこうした集団農場は116カ所、経営耕地面積は1万8000㌶と耕作用地の4割弱を占めるにいたつ

第10表 順義県非農村セクターにおける平均賃金

	就業者数（万人）		平均賃金（元／年）	
	国 営 企 業	非 農 村 集 団 企 業	国 営 企 業	非 農 村 集 団 企 業
1988	3.30	0.95	1,522.09	1,502.63
1989	3.30	1.00	1,886.82	1,650.00
1990	3.60	1.00	2,096.94	1,856.00

（出所）北京市統計局編『北京社会経済統計年鑑1990』北京 中国統計出版社 1990年 741, 742ページ／同『北京社会経済統計年鑑1991』北京 中国統計出版社 1991年 708, 709ページ。

ている。集団農場以外の通常の経営形態は二重経営（双重経営）と呼ばれるものである。すなわち村もしくは村の経済合作社が作付計画、施肥基準を示し、農業機械作業、防除作業を代行し、かつ移動式スプリンクラー灌漑設備を提供し、その他の作業、主要には管理作業、トウモロコシの収穫、運搬、小麦およびトウモロコシの調製などの作業、さらには経営責任を個別農家が負うというものである。より具体的には、収穫した穀物は個別農家が家で干し、納税、公定買付け価格による供出、一定価格による村民への飯米供与、および村への上納（提留。一種の地代と考えられる）を条件に、最終的処分権を農家が得、同時に経営上のリスクを負うというものである。

ちなみに、1990年の場合、県で定めた上納額のガイドラインは、集団農場で10㌃当たり300元となっている。これに対し個別経営の場合、1986年までのマイナスからプラスに転じ、87年で10㌃当たり37.5元、88年57元、89年84元、90年120元と引き上げられたが、集団農場との格差は歴然としている。

なお、農家労働力の機会費用と考えられるのはまずもって農村における非農業労賃ということになるが、順義県における郷鎮企業の分配に関する

統計が得られなかつたため、ここでは非工業を含む県内の国営企業および非農村集団企業（市街地の都市人口を担い手とする）の分配水準を第10表に示しておく。

(2) M鎮M村集団農場の事例^(注18)

1986年以降、村の機構は建前上、党支部、村民委員会、村経済合作社に分かれているが、党支部書記が合作社の社長を兼ねるなど、党を主体とする従来の組織構造に大きな変化はない。そして経済合作社のもと、穀作に関しては村ぐるみの集団農場が形成されているが、機械作業は別組織である村営農業機械ステーション（農機站）に全面的に委託され、作業料金が支払われる。ステーションの日常的な仕事は輸送であり、所有する主たる機械は1065型小麦コンバイン（3台。1987年に最初に購入した1台には補助金あり）、ソ連製トウモロコシ収穫機（1台、1990年に購入。購入価格24万元のうち11万元は農業部の補助金）、55馬力トラクタ（8台）、75馬力大型トラクタ（1台。購入価格19万5000元中、2万5000元は市から、2万元は県からの補助金）となっている。

村では1984、85年の段階で飯米地を農家に分け、供出任務地については農家を選んで専業的に請負わせた。ただしトラクタについては集団所有・個人請負とし、耕起、整地、播種は村内で統一的に実施した。1986年6月に小麦を収穫したあと、供出任務地と機械を回収し、経済合作社副社長を場長とする集団農場を開始し、さらに1年後の87年夏に飯米地を回収し、現在の集団農場の規模となった。1987年以降の穀物生産の状況は第11表に示される。

集団農場は村の穀作用地177haすべてを耕作している。農場レベルには場長1人、技術員1人、会計2人が配置され、農地は4つの専業隊により

第11表 M村集団農場の経営実績

	総生産量 (t)	単 収 (kg/10 a)	上納利潤 (万元)
1987	1,982	1,123	5.4
1988			12.1
1989			40.3
1990	2,277	1,290	51.2

（出所）M鎮M村でのヒヤリングにもとづく。

（注）単収は耕地面積当り。

44haずつ管理されている。各隊の農地はそれぞれ3団地に固定されている。すなわち村の農地は12ヵ所にブロック化されている。そして各隊はそれぞれ隊長1、労働者15、サポート部門（後勤）4（大家畜飼養1、馬車御者2、見回り=「看青」1）の20人よりなり、農場全体で合計84人を雇用する。1人当たり2ha強の規模となるが、1ブロック当り約15haに実際の作業者5人が張り付き、1人当たり平均約3ha管理することになる。農場の構成員はすべて本村の農民である。

経済合作社と農場の間には、前年の実績にもとづき、作付け、投入標準、分配方法を含めた生産契約が毎年締結される。すなわち契約では、前年の実績、価格、他産業従事者の所得水準にもとづき生産量、農業税（金納）、供出、協議買付け、全村に対する飯米供給、経済合作社に対する利潤上納の指標が決められ、また構成員の達成すべきノルマについても確定される。経済合作社は化学肥料・農薬等の投入財の調達、これらの購入に関する流動資金の前払い（信用合作社からの借款）、農機具、倉庫、乾燥場、水利設備の提供を行なう。

農場の収入は各専業隊の生産する食糧の販売代金と農閑期の労務収入で、農場レベルで統一して会計処理される。ここから物的費用（経常的物財費・機械作業費）、基本賃金、村経済合作社への上納利潤が控除され、剩余は農場と村経済合作社で均

等に配分される。農場ではこれを奨励金と蓄積にあてる。1990年の分配状況は、農場の総収入145万元、物的費用63万5000元、純収入は差引81万5000元、そのうち賃金・奨励金24万5000元、上納利潤51万2000元、農場の蓄積5万8000元となってい。すなわち構成員1人当たりの平均分配額は2917元となり、いわば均衡労賃を実現しつつ（第10表参照）、村（経済合作社）への上納も10%当たり約300元と県のガイドラインをクリヤし、かつ自身の経営余剰をもっていることになる。上納利潤と農場の蓄積を合計した全経営余剰は57万元となり、農閑期の労務収入の一部が含まれている可能性があるが、10%当たり322元という水準になる。

実際の農作業は各専業隊によって担われる。農場の生産量、上納利潤、条件、利益配分計画がブレーク・ダウンして降ろされるとともに、作付計画、投入標準、革新技術の採用、機械作業、種子・化学肥料等の質および量、スプリンクラー設備が、いわば枠組として与えられる。スプリンクラー設備は経済合作社所有の形で12セットある。実際には各専業隊に3セット、すなわち各ブロックに1セットずつ固定して使われる。動力井戸は同様に経済合作社所有で28カ所あり、やはり有償使用である。専業隊の主たる仕事は、追肥、灌漑、調製、および管理、さらに農閑期の労務作業ということになり、収量および労務作業の多寡に応じて専業隊間の分配水準に格差が生じる（第12表参照）。とりわけ灌漑や施肥の時期の相違によって差がつくという。以上を除く作業は基本的に村営農業機械ステーションに委託され經營外化されているが、機械作業の質は現場における監督と作業記録票（交工单）へのサインによって保障されとい。

専業隊の編成は農場成立時に自由エントリーで

第12表 M村集団農場における専業隊間の分配格差（1990年）

	生産量 (t)	総収入 (万元)	純収入 (万元)	うち 奨励金 (万元)
最高	594	39.1	22.0	2.9
最低	550	35.3	19.2	1.3

（出所）M鎮M村でのヒヤリングにもとづく。

行なわれた。中年女子3分の2、男子3分の1という構成であるが、専業隊長は構成員を解雇しうる。専業隊内の分配は基本賃金プラス奨励金で行なわれる。専業隊長のもと、隊員にはノルマが与えられ、隊長が検査にあたる。農繁期に臨時工を雇用するケースもあるが、これは専業隊の支出となる。逆に農閑期の労務提供は専業隊の収入となる。農場の基本賃金は毎月支払われるが、その水準は出役日数に場長の場合6元／日、隊長および男子労働力5元／日、女子4元／日を乗じて算出され、農繁期は基準単価が倍となる。奨励金はノルマ超過達成分の一部がファンドとなり、具体的には2度の農繁期に各150元ずつ支払われるほか、年末に基本賃金と出役日数にもとづいて均等に配分される。すなわち出役日数と賃金等級が異なるので、得られる報酬も異なる。ちなみに1990年の場合、労働者の平均収入は2880元、最高3200元、最低2100元、場長は5360元、専業隊長の最高は4960元、最低3780元であったとい。

（3）N鎮H村集団農場の事例（注19）

N鎮は20カ所の自然村、2万人の人口を擁し、16村で集団農場を行なっており、4村で農場制と個人請負い（実質的には農家個別經營）を並行して実施している。このうち集団農場の耕作用地は1166haで461人が就業し、1労働力当たり2.53haの耕地面積となっている。個人請負いの受託者は103人、

華北大規模畑作経営の存立条件（II）

合計の穀作用地は 193 ヘクタールで、1 人（戸）当たり平均 1.87 ヘクタールとなっている。集団農場の場合、経営主体は農場であるが、指導者に威信が欠けるところでは、うまくいっていない例もあるという。

H村はN鎮の市街地に隣接し、北京ビニロン工場、酒造工場（地方国営。北京の地酒「二鍋頭」を生産）など国営企業が展開しており、従来より農地転用が多くなった。このため村の労働力は、県・郷レベルの企業で300人、村レベルの企業、事業および農業で82人が就業し、その他自営42人という構成になっている。村レベルの82人のうち集団農場は15人、行政部門は8人となっている。その他の村レベルの企業としては、化学繊維工場、飼料工場、食堂、手工芸工場がある。

H村ではまず1984年8月以降、農家を選別しつつ農地を分割した。ただし農業機械、動力井戸その他の水利設備は分けず、耕作、播種、収穫は有償サービスで統一的に実施した。1986年のトウモロコシ収穫後、村幹部、大衆の討議を経て、再集団化に着手し、87年以降全面的に集団農場化したが、そのさいに男65歳、女60歳の定年・年金制度(月120元)を導入し、担い手の再選抜を行なった。

村の穀作用地28.6haはすべて集団農場によって經營されている。農場は村經濟合作社副經理を兼ねる農場長のもと、5人ずつ3作業組に分かれ、各組は組長のもと、農地を固定的に管理している。

第13表 N鎮H村集団農場の生産状況（1990年）
 (単位: t)

	指 標	実 績
総 生 産 量	290.25	352.6
小 麦	139.75	180.6
トウモロコシ	150.5	172

(出所) N鎮H村でのヒヤリングにもとづく

第14表 3作業組の状況（1991年8月現在）

一組	二組	三組
9.3ha	9.3ha	10.0ha
①男45	①男43	①男43
②男46	②男34	②男36
③女37	③男44	③女32
④女44	④男45	④女44
⑤女35	⑤男44	⑤男45

(出所) N鎮H村でのヒヤリングにもとづく。

(注) 数字は年齢を示す。

作付計画、品種は経済合作社すなわち村によって決められ、すべての物的投入も村により提供される。スプリンクラーも村の所有であるが、各組に1セットずつ配備されている。ちなみにスプリンクラーは、まず低利の制度資金である「支農周转金」5000元を得て1988年に1セット購入し、89年には自力でさらに2セット購入している。

村（経済合作社）と農場の契約には生産指標（第13表参照）、単収、超過生産分の奨励比率が示されている。1990年の基準収量は、小麦487.5kg／10a、トウモロコシ525kg／10aであった。この村にはこれまでの公的土地区画整理事業で供出任務はない。したがって生産された穀物は、まず全村の構成員（農業戸籍所有者）に飯米として1人当たり計150kgずつ供給される。基本的には小麦（原糧）であるが、公定供出価格より若干高いキログラム当たり0.6元で配給され、トウモロコシの場合にはキログラム当たり0.32元と公定供出価格より割安である。飯米供給、種子用留保分以外は前出の協議価格で食糧事務所（糧庫）に販売されるが、飯米価格はこれに比べ安く設定されている。

各作業組の状況は第14表に示されている。1987年に農業希望者が15人採用され、1年契約であるが、基本的に雇用契約は更新されてきた。すなわち

第15表 N鎮H村集団農場の経営状況（1990年）
(単位：元)

総収入	185,502
小麦	
飯米売り渡し	79,050
種子留保分	10,000 ¹⁾
協議販売分	41,412
トウモロコシ	
協議販売分	55,040
総支出	135,063
機械耕作費	21,736.5
種子費	14,297.5
化学肥料	41,538
農薬	5,461
輸送	2,580
水利電力費	6,450
その他支出	860
農業税（金納）	3,870 ²⁾
賃金	38,270 ³⁾
上納利潤	50,439

（出所） N鎮H村でのヒヤリングにもとづく。

（注） 1) 0.8元/kg。2) 13.5元/10a。3) 2,551元/人、奨励金を含む。

ち交代は、1988年に男子1人（32歳、県城で契約工に）、90年に出産で1人、91年に女子1人（42歳、死亡）あったのみである。補充は作業組長と農場長で決定する。構成員に中年もしくは女子が多いことについては、村外就業に支障があるためとの説明を受けた。

農場構成員の基本賃金は月に90元で、前払いとして毎月75元支払われ、2回の収穫後にそれぞれ超過分の奨励も含め精算される。場長の基本賃金は月100元、組長の基本賃金は同150元。ただし場長は各組の奨励金ファンドのそれぞれ7%を得、各組長は21%，残り72%を組員4人で均等分配する。第15表の注で示されるように、農場構成員の賃金は1人平均で年2551元と回答されており、場長の基本賃金・ボーナスは経済合作社から支出さ

れている可能性がある。また会計係は経済合作社の担当者によって兼任されている。ともあれ農場構成員の賃金水準は、農閑期の労務収入がみられないこともありM村に比べ劣るが、年齢、性別、農場労働の強度に鑑み、均衡労賃が実現されているというべきであろう。

さて、供出が課せられない当農場においては、小麦・トウモロコシの協議価格とならび、村民に供給する飯米の価格水準の如何が経営に大きく影響する。他方で、農業から離脱したり、排除された「農家」（国家配給を享受できないという意味）にとっても、賃金財たる飯米の価格水準は大問題である。このように微妙な問題であり、具体的な価格の設定は種子の内部換算価格とともに経済合作社社員代表大会（24人）で決められる。次に、基本賃金、基準生産量、超過生産分の奨励比率の設定も労働分配額と上納（地代）の水準にかかわるが大問題であり、これも社員代表大会で決定される。ただし基準生産量は低めであり、奨励金はキログラム当たり0.5元となっており、基本賃金の如何にもよるが、穀物協議価格の水準に鑑み、農場構成員に相対的に有利といえる。なお年間のスケジュールでいえば、毎年9月に年度計画が立てられ、小麦の播種後、契約が締結される段取りとなっている。

集団農場の評価であるが、個別経営時代の1985、86年に比べ、荒らし作りや不耕作が解消し、また補助金の必要もなくなったという。ちなみに1985年の場合は補助金3万元を投入したほか、機械耕作、化学肥料投入を村で負担し、86年の場合も補助金4万元が必要で総生産量は250t程度であった。これが集団農場に移行した1987年には収支が均衡するようになり、かつ飯米の自給が可能となった。1988年には上納利潤が2万5000元、89年に

は3万4000元となり、90年にはさらに5万439元、総生産量352.5tに上昇している。穀作用地の面積28.6haに変化がないとすれば、10ha当たりの上納利潤の水準は1988年には87元、89年119元、90年176元となっている。農場レベルでの蓄積は計上されておらず、したがって上納利潤=地代と考えられるが、前出のM村集団農場に比べ、低価格供出が課せられていないにもかかわらず、単位面積当たりの経済余剰は低位にあるといえよう^(注20)。これは後述のように、労働力1人当たり経営面積の格差によるものと考えられる。

その他、M村における飯米供給価格については不詳であるが、この部分で異なる価格設定が行なわれ、結果としてH村において地代が圧縮されている可能性もある。次に述べるN鎮Y村の場合には小麦の供給価格はキログラム当たり0.8元であり、H村はこれに比べ0.2元低い。飯米供給をすべて小麦と仮定し、Y村と同様の供給価格とすれば、総収入は年2万6350元増大することになる（第15表参照）。すなわち10ha当たりにして92元増加することになるが、これがすべて上納にまわったとしても、10ha当たりの上納額は268元と、県のガイドラインには達しない。

なおH村の場合も別個に農業機械組をもち、3人のオペレーターのもと、小麦収穫機1台（1988年購入、自己資金）、トウモロコシ収穫機2台（88・89年）、大型トラクタ1台（86年）、農用小型トラック2台といった装備をもつ。1986年以前には基本的に鎮の農業機械ステーションに依拠し、今日でも農繁期には鎮内で統一して機械が使用されるが、基本的には村の機械で済む。規模が小さく気心も知れているため、M村のように作業記録票（交工单）でチェックする必要はないという。ちなみにオペレーター3人の構成および日常的な仕

事は(1)女（36歳、村営企業の倉庫係）、(2)男（36歳、村の運転手）、(3)男（33歳、村営企業で維持・修理を担当）となっており、農場勤務者と別人格である点はM村と同様である。

（4）N鎮Y村Su経営の事例^(注21)

順義県の場合、個別経営が残されているのは、基本的に労働力移動が遅れ、耕地面積が相対的に少なく、機械作業、スプリンクラー灌漑に不適な村である。村経済合作社に資金前払いの能力がないところ、幹部の水準に問題があり農家が集団化を望まないところでも同様である。既述のように、N鎮でも4カ村で個別経営が部分的に存続しているが、集団農場と同様に作付け、投入、管理面での規制は行なわれている。機械作業費は農場と同様に徴収され、投入財は集団的に調達されるが、費用は個別経営によって自己負担される。

Y村は世帯数251戸で、43haの農地を30人（戸）に集中的に受託させている。村には北京駐屯部隊向けの服装工場があり、村民の多くはそこに就業している。Su氏（30代半ば）の場合、夫人は村の診療所の医師（かつての「赤脚医生」）で幼児1人という家族構成である。1.3ha（1団地）を個別に請負っており、1990年の生産指標、実績は第16表で示される。同年の場合、村との間に農業税160元（12元/10ha）の納入、供出任務1.1t（小麦、82.5kg/10ha）の完遂、村への上納（提留）1600元（120元/10ha）の納入、非請負農家に対する飯米

第16表 N鎮Y村Su経営の生産状況（1990年）

	単収 (kg/10 a)		総生産量 (t)
	指標	実績	
小麦	637.5	671.3	8.95
トウモロコシ	525.0	562.5	7.50

（出所）N鎮Y村Su氏に対するヒヤリングにもとづく。

の提供（10数人に1人当たり小麦150kg、キログラム当たり0.8元）が取決められている。すなわち村への上納は集団農場に比べ半分以下と割安である。そして、以上から自家飯米1人当たり250kg計750kgを除いた穀物は、協議買付けもしくは市場での販売に回される。

作業面での集団農場との違いは、トウモロコシの収穫過程が機械化されてなく、茎稈の粉碎、皮はぎを含めいまだ手労働に頼り、雇用を入れる必要があること、また運搬用の馬および馬車も手当てしなければならないこと、などである。ピーク時にはコストがかかるものの、農閑期に時間をかけて脱穀・調製作業を行ない、就業場面を保持することも可能である。他方、耕起、播種、防除、スプリンクラー灌漑、小麦の収穫は統一して行なわれる。Su 経営の1990年における穀物部門純収入は4800元（360元／10ha）と高額で、均衡労賃を大きく上回る水準にある。その他の収入としては、薬草の栽培、夫人の収入などがある。

さてY村では1991年秋のトウモロコシ収穫後、穀作部門において経営組織の全面集団農場化を予定している。自己申請ののち20人が農場のメンバーとして選ばれることになっており、現在の各世帯の担い手を各1人としても、少なくとも10人の担い手が穀作から排除されることになる。Su 氏自身もエントリーしているが、まだ最終決定をみていない（1991年8月末現在）。集団農場化した場合には地代が10ha当たり120元から300元に引き上げられ、単純計算でも純収入は10ha当たり360元から180元に半減する。1人当たりの規模が1.5倍になるとはいえ、分配額の低下は不可避である。逆にいえば、現在のSu 氏の穀作所得は労賃のみならず地代部分も含む混合所得ということになる。他方でトウモロコシの収穫にかかわる作業が茎稈のチ

ップ化と犁込みを含め機械により短時間で処理されることになり、雇用労賃が節約されるのみならず、農閑期に他産業に従事する条件も生ずる。年齢、体力、農業の経験からみても、Su 氏が新たな集団農場の中心人物に擬せられていることは確かであるが、同氏にとっては他産業への従事もさることながら、集団労働および管理労働の煩雑さを考慮にいれれば、明らかに現状維持の方が望ましい。

一方、ヒヤリングに同席したN鎮経営管理站長の場合、同村出身で夫人が現役の経営受託者であり、こちらの場合は家計に余裕があり体力的にもきつくなつたので、集団農場には参加しないとのことであった。集団農場化の方針がいかなるプロセスで村に降ろされ、受容されたのかは明らかでないが、個別の事情はともあれ、地代の増徴を強制し、地代収益の増大を享受する村および村民一般、リタイヤもしくは転職を余儀なくされる現在の経営受託農家、農場での雇用が継続するとしても穀作所得が圧縮される可能性の大きい受託農家の間に、少なからぬ摩擦が生じるであろうことは、この例からも明らかである。

（5）Na 鎮トラクタ服務ステーションの事例^(注22)

Na 鎮は順義県城の北西に隣接する。本トラクタ服務ステーション（拖拉機服務站）はそもそも国営トラクタ・ステーションの分ステーションを前身とし、人民公社トラクタ・ステーションを経て名称変更したものであり^(注23)、農業機械ステーション（農機站）を通称とする。管内に16自然村、穀作用地1270haを有するが、すでにみたように順義県の場合、郷（鎮）村両級にわたり機械装備が行なわれており、鎮レベルの機構は徐々に村レベルの不足を調整する役割に転じている。ちなみに、

16村のうち5村は耕起から収穫まで基本的に自己完結しており、7村は収穫過程の機械化を残し、これを鎮のステーションに依存するのみであるが、残る4村は基本的に本ステーションに依存する状況にある。

機械化が遅れた収穫過程についてみると、1987年より小麦収穫機が導入され、89年以降はトウモロコシ収穫機の導入もすすんだが、普及はいまだ不均衡で、サービスの提供は集団農場が優先されている。個別経営の場合、とくにトウモロコシの収穫作業は基本的に受託者が手作業で行なう状況にある。ただし近年におけるトウモロコシ収穫機の普及状況に鑑み、1992年には一貫機械化に向か、新たな段階を迎えるとの説明があった。なお本トラクタ服務ステーションの主たる装備として、55馬力トラクタ7台、75馬力トラクタ8台、小麦収穫機4台、トウモロコシ収穫機3台、その他農薬散布機を含むアタッチメント多数、専門の輸送手段として、中型トラック6台、小型トラック2台などがある。

さて、順義県における気象条件および作付方式の関係から農繁期は春5日、秋1週間と短期であり、ステーションの経常的な仕事は輸送である。したがってトラクタに関しては実質的な圧縮償却が行なわれ、管理的経費も含め割安なサービス料金が徴収される。もっとも個別農家でトラクタを装備したとしても事情は同じであり、むしろ大きな違いは、トラクタ（農業機械）ステーションの場合、新規の投資には補助金がつけられ、また台数が多いのみならず維持・修理部門が設置され、農繁期のトラブルに迅速に対応できることである。メーカー、ディーラー系のアフターサービスが期待できない中国にあっては、このことの意味は大きい。すなわち1991年8月現在、ステーションの

職員・労働者は87人で、オペレーター63人、管理者5人、事務・炊事夫（後勤）6人、修理工6人、その他は積卸工という構成になっている。そして機械作業、修理部門を通じ、さらにはオペレーターの養成を通じ、村レベルの機械化に貢献しているという。

農繁期には鎮農業公司經理を総指揮として鎮・村のステーション長よりなる指揮部が組織され、鎮内の農業機械が1270台の農地に計画的に投入される。公定価格による燃料の配給もこの組織化の梃子となっており、賃耕にあたっては作業の標準化とチェックが作業票によって行なわれる。ただし村の機械は極力自村で使用するのが原則であるという。作業の質を確保するのみならず、自村のオペレーターに対し賃金を確保する、ということでもある。

（注12） 第8表、北京市統計局編『北京社会経済統計年鑑 1991』北京 中国統計出版社 1991年 704~709ページ、および孫少東中共北京市順義県委員会農村工作部副部長、張鳳福中共北京市順義県委員会副書記の筆者に対する説明にもとづく。

（注13） 国家統計局編『中国統計年鑑 1991』北京 中国統計出版社 1991年 8, 9ページ。

（注14） 農業部駐順義聯絡組「順義県農業適度規模經營的調査」（『中国農村経済』1989年第6期）。

（注15） 汪隆「我国若干省市の農業適度規模經營」（『教科参考資料』（北京市農業管理幹部学院院刊編輯部編）1989年第1・2期）。

（注16） トラクタ本体の償却方法は以下のとおり。償却の対象は購入時の価値（定価）であり、したがって補助金部分は圧縮されない。償却期間は10年であるが1年を4回の作業期間に分け、うち2回を農作業期間とみなし、農業部門で負担する償却期間とする。すなわち農業、非農業で半々に償却することになる（順義県農機局「關於農田作業收費標準的意見<試行>」1989年8月21日）。

（注17） 1985年以降、供出価格を従来の供出、超過供出（供出価格の1.5倍）の二本立てから、供出価格、超過供出価格を3対7で加重平均した価格に改めたことから、

新しい供出価格は「三七価格」を通称としている。

(注18) M村党支部書記兼経済合作社經理に対するヒヤリングにもとづく。

(注19) N鎮党員会書記、N鎮農業公司經理、およびH村党支部書記に対するヒヤリングによる。

(注20) 低価格供出が課せられる場合には、見返りとして低価格による化学肥料・農薬の供給枠が与えられるはずであり、その分經營費が圧縮されることになる。

(注21) Y村 Su 氏、およびN鎮經營管理站長に対するヒヤリングにもとづく。

(注22) Na 鎮トラクタ服務ステーション党支部書記兼站長に対するヒヤリングにもとづく。

(注23) 北京における農業機械化は、国営トラクタ・ステーション方式により1956年に始まった。南苑が最初で、順義では1958年に設置され、当時の6大國営トラクタ・ステーションの1つに数えられた。その後、県総ステーションのもと29の分ステーションが設けられ、1971年にこれらが人民公社に移管された。これが鎮農業機械ステーションの前身である。

IV 結 語

1. 限界地における規模拡大

大同県の2戸の事例で明らかのように、農地の外延的拡大が可能な地域では既存農家に対する所得補償を考慮しなくてもよいという点で、規模拡大は容易であろう。開墾による外部經濟の悪化を補償し、他用途に使用する場合を超える水準の地代上納が期待されるならば、土地所有主体たる村はこれを容認することになる。フロンティアの開発による大規模經營の成立は、洋の東西を問わず各地でみられる。ただし外延的拡大が容易な地域とは限界地にはかならず、アルカリ対策などの技術的経済的負担がかかり、または不安定な気象条件に起因する經營の不安定に耐える経済力が必要となる。したがって公的な補助がない場合には一定の技術と資金的蓄積のある農家が外延的拡大の担い手となろう。しかしすでに第2表(前号)

でみたように、こうした能力をもつ事例はむしろ例外的で、雁北地区における大規模經營は不安定な經營の故にその多くが淘汰されたと考えられる。

さてS經營の場合には若干特殊であるが、調査した大同県の2經營とも既存の灌漑地における大家族的な經營と機械裝備を基礎に、外延的な拡大を行なっている。技術と資本があり、かつ一定の安定した經營の基礎のうえに、規模拡大が行なわれたといえる。ただし、F經營、S經營とともに村の予備地を請負うことが規模拡大の出発点となつた点は留意されるべきであろう。予備地の配分にはその原則が問題となり、優先配分には農家の選別が前提となる。労働市場が未発達で耕種部門を補完する畜産等が未発展であれば、農地の多寡が基本的に農家經濟の規模を決定することになる。すなわち予備地の優先配分には政策的意図が明白であった。

ただしF經營にあっては、村の農家数もしくは農家人口の増大によりこうした条件は失われ、規模縮小を余儀なくされたと思われる。そして予備地を返却した今日においても村への奉仕的作業は引き続き行なわれており、自家開墾部分も含め、規模拡大にあたってしかるべき政治的コストが負担されているとも考えられる。他方、S經營の場合は農地転用でこうした条件が失われ、耕作放棄地、開墾地というさらなる限界地への移動により、規模の維持・拡大が行なわれたことになる。S氏の場合は単身であり、移動コストが相対的に安価であったことも、こうした対応を可能にしたと考えられる。

さて、S氏が隣村に属する丘陵地に新たに移転し、かつ隣村から宅地のみならず送電設備の提供を受けたことは、土地所有の属地性という面からも注目に値する。村内に受け手が見あたらなかつ

たということでもあろうが、所有主体としての隣村は地代追求という点では属地的制約から自由であったことになる。海岸の埋立てによる開田が行なわれた地域においても筆者は同様の事例を目にしており^(注1)、土地利用の属地的性格は意外に希薄であるとの印象をもつ^(注2)。地主としての村は潜在的に経済合理的な性格を有しており、村民の就業機会や便益が確保される限りにおいて、利用権の村内外への移動に大きな障害はなさそうである^(注3)。政策的に利用権の移動・集積が追求される場合にはなおさらであろう。つまり、農地利用権の流動化に制度的慣行的な面での制約は希薄であると思われる。

大同県の場合、畜力もしくはトラクタ装備の不均等に鑑み、経営規模が大きくこれらを装備する農家の側に経営的合理性がありそうであり、したがって地代負担力も大きいと考えられる。しかし基幹的な農作業である秋耕は集団的に行なわれ、収穫作業は手労働である。そしてS経営の場合、収穫作業は全面的に手作業であるのに対し、中耕・除草作業は機械、マルチ、農薬散布の形で手作業に対する代替がみられる。労働ピークは収穫過程ではなく中耕・除草過程ということになるが、F経営の場合にはマルチを除き、こうした省力化が行なわれていない。労働力の豊富なF経営にとって中耕作業の機械化や除草作業における農薬散布による労働力の代替は経営的合理性がないことになる。S経営の場合は労働力供給の制約から強いられた選択といえよう。このことはS経営にとって経常的物財費の増大要因であり、単位面積当たりの付加価値（純収入）を圧縮する結果となるし、また投下資本の増大を通じ経営の不安定性をもたらすことになろう。なおマルチは非灌漑地にまず導入される段階にあるが、中耕・除草作業を施し

ても解決不可能な程度の深刻な水分確保の問題があると考えられる。

以上から明らかなように、大同県の場合には中耕もしくは収穫作業における労働ピークの高さと労働力供給の多少により経営面積の上限が決められることになり、一貫機械化体系の有無に規定され、機械の性能によって最適な経営規模が決まってくる段階ではないと考えられる。したがって地片の借り足しによる規模拡大が行なわれた場合、春耕時のトラクタ作業などにおいて低位な限界費用を享受できるものの、中耕・収穫作業においては裸の労働力の投入ということで貸し手の側と基本的な違いはなく、規模の経済は微弱であろう。

いずれにせよ大同県の場合には労働市場が未発達であり、下層農家の排除には経営余剰のみならず労賃補償が不可欠となろうが、経営階層間の生産力格差は、大規模層の限界余剰をもってしても零細規模層の自家労賃を含む所得を補償して余りあるほどのものではあるまい。規模拡大は、零細農家を既耕地から排除して実現されるような段階には立ち至っていないと考えられる。

2. 耕作規模別生産費

他方、順義県の場合には機械化と土地利用度の向上が並行し、さらには一貫機械化の進展による省力化が現実に実現しているなど、技術的なレベルにおいて経営規模の拡大もしくは労働力当り経営面積の拡大の条件は、ほぼ整ったといえる。ただし問題は規模拡大の経済的条件である。

第17表では1労働力当り耕地面積の規模階層別に、単位面積当り経営余剰の数字を示した。ここではまず経営組織における耕地面積規模の大小ではなく、労働力当りの大小となっている点に留意しなければならない。また出所では統計概念についての詳しい解説が与えられておらず、個別

第17表 順義県における1労働力当たり耕地面積階層別生産力格差（1988年）

(単位：耕地面積10a当り、元)

階層区分 (a/人)	平均面積 (a/人)	投下労働日 (日/人)	投下労働日 (日/10a)	単収 (kg/10a)	総産出額 (A)	物的費用 (B)
6.7以上 40.0未満	30.7	40.0	13.1	902.6	451.4 ¹⁾	214.4
40.0以上 73.3未満	48.0	46.8	9.8	1,001.0	500.4	252.0
73.3以上 106.7未満	90.0	83.7	9.3	1,023.0	511.8	267.5
106.7以上 140.0未満	110.0	95.7	8.7	1,067.3	535.5	293.3
140.0以上 173.3未満	150.0	123.8	8.3	1,104.0	548.1	291.2
173.3以上 206.7未満	178.7	163.5	9.2	1,122.0	561.0	298.2
206.7以上 240.0未満	226.7	163.2	7.2	836.3	419.3	250.8
240.0以上	256.7	157.9	6.2	748.5	379.1	240.3

階層区分 (a/人)	付加価値 (C)=(A)-(B)	労働費 ²⁾ (D)	生産費 (E)=(B)+(D)	平均余剰 (F)=(C)-(D)	うち農業税等 ³⁾
6.7以上 40.0未満	237.0	78.3	292.7	158.7	8.1
40.0以上 73.3未満	248.4	58.5	310.5	189.9	12.7
73.3以上 106.7未満	244.4	55.8	323.3	188.6	11.7
106.7以上 140.0未満	242.3	52.2	345.5	190.0	12.9
140.0以上 173.3未満	257.0	49.5	340.7	207.4	12.1
173.3以上 206.7未満	262.8	54.9	353.1	207.9	13.0
206.7以上 240.0未満	168.5	43.2	294.0	125.3	11.9
240.0以上	138.8	36.9	277.2	101.8	12.6

(出所) 田青「順義県糧食生産規模経営効益分析」(『北京農村経済』1989年第3期) 表三, 四, 六より計算。

(注) 1) 出所の表三においてムー当り330.9元とされているが、単収水準と整合せず、かつ産出額の内訳たる物的費用・付加価値(表三, 六)の合計(300.9元)と一致しないため、誤植と判断し、これを300.9元として10a当りに換算した。

2) 出所の表六から逆算される労働費であるが、ここで導出した投下労働日で割れば1日当り6元と評価されていることが判明する。

3) 農業税は一般に費用項目と観念されており(第15表参照)、表六より計算される非物的費用から労働費を差し引いて残差として求めた。

経営か集団農場かといった経営形態の違い、機械化の質的差異したがって費用構成の質的差異は不明である。他方、階層別の平均規模、単位面積当たり投下労働日・労働費、自家労賃評価の基準については出所の各表を再構成して求めた。これらの点および一連の作業には、表の読み方および耕作規模別経営構造の理解にかかる重要な論点が含まれているため、やや長くなるが以下に基本的な考え方を示す。

第1に、機械化の質的差異は個別経営と集団農

場の間で明確であるが、いわば経営規模と不可分な生産力構造の差異ということで、理論的には各経営主体がそれぞれの合理的な生産要素の組み合わせで経営展開を行なった結果として階層別経営余剰の格差が生じているとすれば済む。すなわち順義県の場合、一貫機械化の有無によって生ずる作期の長短、もしくは土地利用度の相違が規模別の生産力格差に反映されていると考えられ、この限りで機械化を契機とする格差構造といえる。ただし、この間の規模拡大のプロセスにおいて土地

供給、機械利用の面で個別経営の側に制約が大きく、他方で土地および機械を集中的に投入し政策的に集団農場化を推進する傾向が顕著であった。つまり前者の個別経営の場合には与えられた土地・労働力の状況のもと、機械利用の面で希望するサービスが受けられず、他人労働の雇用も含め労働力の多投を強いられている可能性があり、後者の集団農場の場合は逆に規模拡大が自己目的化し、土地および機械の投入が過剰に行なわれている可能性がある。つまり、一貫機械化にもいくつかのバリエーションがあるとはいって、第17表に即していえば、小規模層に省力化不足の、大規模層に過剰省力化のバイアスがかかり、両者とも賃耕費を含む物的費用または労働費、もしくは生産費が割高である可能性がある。

第2に第17表において生産物価格はキログラム当たり平均0.5元前後で計算されている。階層ごとの出入りにはトウモロコシ、小麦の比重如何が反映されていると考えられるが、ともあれ飯米供出価格も含め、価格は作目ごとに一本化して計算されていると判断される。他方、労働費評価の基準としては1日当たり6元という単価が前提にされている。もとより生産費調査における自家労賃評価の問題は日本においても議論の尽きない難問であり^(注4)、中国においてもほぼ同様の議論が展開されている^(注5)。結論的にいえば、全国集計される中国の農産物生産費調査においては全国一律の1日当たり労賃単価が示され、農家における機会費用の増大に伴いこれが順次引き上げられる傾向にあり、1988年の場合は2.2元となっている^(注6)。したがって本表においては全国統計に比し、かなり高額の労賃単価が適用されているといえよう。他方で第10表においてすでにみたように、1988年段階での順義県の国営企業・非農村集団企業の平均

賃金は年1500元台であり、恒常的かつ固定的な就業にかかる1日当たりの単価は5元程度であったと考えられる。ただし農業の場合には他産業との間に作業強度の違いが当然ながらあり、かつ生物生産に特有な農作業の季節的繁閑から就業日数が限られる。第17表の例でも1労働力当たり経営耕地面積に対し最大限163日の出役があるにすぎない。すなわち1日当たり6元という単価は、仕事がきついにもかかわらず、1988年段階でせいぜい年間1000元所得を補償する水準にすぎないことになる。経済余剰の分配如何では、畜産など他の経営部門、もしくは農閑期の賃労働による所得補填が必要となろう。ともあれ、この単価は、順義県の農家レベルで観念される均衡所得としてはありそうな額とも考えられる。

第3に、平均余剰を議論する場合に、投下資本の額、および資本利子の問題を見落とすことができない。周知のように日本の農産物生産費調査においては資本利子および自作地地代は第2次生産費として計上される。順義県の場合には、既述のように利子算入の如何が微妙であるが、機械および水利施設については村が所有し、利用料金の支払の形で費用負担の問題は処理されている。機械利用料金の水準と機械利用における機会の不均衡についても既述のとおりであるが、ここで示される平均余剰には土地以外の資本投下にかかる費用は基本的に含まれていないと考えられる。したがって土地資本にかかる地代としての経営余剰とみなすことができよう。この場合、所有者によって地代が実際に徴収されているか否かは別問題である。

最後に、残差で示されるところの農業税等については最零細規模層において低位性が突出しており、その他の階層においても若干の変動がみられ

る。前者については自留地と一体となった飯米地が非課税である可能性から説明づけられる。後者についてはH村集団農場の供出の場合のように、転用がらみで非課税もしくは減税が行なわれ、変動している可能性もあるが、土地の肥沃度に応じて課税額が異なる可能性も否定できない。いずれにせよこの部分は費用とするのではなく、余剰部分に含めて考えるべきであろう。

3. 規模別生産力格差

さて以上のような問題点に留意しつつ第17表を改めてみてみよう。若干の数字の出入りはあるものの、そこでは規模階層別の生産力構造の相違と生産力格差を明確に認めることができる。単収、総産出額、生産費といった生産力および生産集約度を表わす指標はいずれも173.3%から206.7%の労働力当り耕地面積規模階層を頂点とする逆U字型の構造に基本的になっている。また数字の出入りはあるが、この階層にいたる段階において物的費用と労働費の間の代替関係も基本的に観察される。他方、経営階層別の経営合理性は単位面積当たりの平均余剰に、就業機会が十分に与えられない状況においては付加価値（純収入）の水準に、それぞれ端的に示されていると考えられるが、両者とも同様に173.3%から206.7%の耕地面積規模階層においてもっとも高い値が示され、同様にこの階層を頂点とする逆U字型の構造がみられる。すなわち所与の技術および投入・产出にかかわる相対価格関係のもと、この規模階層においてもっとも集約的かつ合理的な経営がなされているといえよう。とりわけ単収の極大化も実現されていることは、マクロ当局の土地生産性引き上げを要求する立場からも支持される。

村レベルの経済合作社は、実態として党支部もしくは村民委員会と未分離である。したがってこ

れらの目的関数如何であるが、土地の所有者として、また地域経済に対する責任を担う者としての村当局にとって、1人当り173.3%から206.7%の耕地面積規模を有する経営を政策的に作り上げるなり、もしくはこの階層で成立する207.9元の平均余剰を地代として徴収し規模拡大を強制することが、1988年段階において経済的に望ましかったといえる。ただし、村レベルの単位面積当たり付加価値もしくは地代の極大化は、経営規模の拡大が必要条件であり、一部農家もしくは労働力を穀作から排除することが前提となる。順義県においては経営規模の拡大と個別経営にかかる上納額の上昇、土地利用の集約化と穀物生産の増大（第8表）は並行して実現されたが、同時に穀作に従事する労働力の排除のプロセスでもあったことになる。

順義県では機械が集団的に所有され、選別的とはいへ全階層とも基本的には賃耕であるため、賃耕費は平準化している。加えて団地的土地利用であるため、階層別生産力格差を論ずる場合には、地片の借り足しに伴う限界余剰ではなく、平均余剰のレベルの議論が必要となる。しかし第17表に示されるように、順義県における最適規模層の単位面積当たり平均余剰は下層の労働費部分を含めた付加価値を補償するほどの額ではない。つまり排除される下層の地代および自家労賃を補ってあまりあるほどの生産力格差は実現されていない。したがって規模拡大の条件は厳しく、排除される農業労働力には耕種部門以外もしくは穀作以外の就業機会を確保することが必要となる。順義県の場合には、首都近郊にして1980年代に非農業就業機会が拡大しており、この面での条件に恵まれた。

次に東アジア農業の現状からすると、非農業就業機会が豊富にあることは、零細農家が離脱する

必要条件であっても十分条件ではない。順義県の場合、収穫作業が機械化過程にあり、一部雇用に頼るケースもあるとはいえ、零細農家に残された管理労働を中心とした農作業は、兼業もしくは非耕種就業の片手間でも消化可能であろう。労働力ごとの経営請負とはいえる、こうした農家においては一般に機会費用の安い労働力が耕種部門に動員され、家計において追加的所得を形成すると考えられる。いずれにせよ農家は穀作部門の経営において限界効用を上回る限界費用^(注7)が生じる場合にのみ、この部門から離脱することになろう。すなわち地代水準もしくは機械耕作費を上げ余剰を圧縮するといった地主的経済的対応、もしくは残された収穫過程の機械化をあとまわしにすることといった選別的政策的対応をとることにより、零細農家の脱農を促すことは可能である。所有と経営が一体化している自作農経営の場合には、自作地代が意識されにくく、就業機会の如何では荒らし作りなどマクロな経済合理性に反する経営行動も生じることになる。しかし順義県の場合には、印象として土地が集団所有であるという観念は鮮明であり、地代の引き上げによる集約化の強制、零細兼業農家の追い出しが、論理的に可能であろう。

とはいえる、排除されたすべての人々に満足のゆく就業先を確保することは不可能であろうし、転業に伴う摩擦もまた不可避であろう。したがって排除される労働力と、残留・規模拡大し結果的に耕種経営において年間の出役日数を増大させる労働力との間に不平等の問題が生じ、地代取得者たる村と排除された労働力、もしくは残留した労働力との間に分配問題が生ずることは避けられない。H村における年金受領年齢を機とする退職は、地代の再分配による摩擦の緩和策といえようし、飯米の低価格供給も同様である。Y村における幹部

家族の集団農場への参加辞退も、摩擦回避のための政策的配慮といえなくもない。

そして大規模経営に対する高水準の上納と小規模個別経営に対する相対的に低水準の上納が並進的に採用されていることは、いわば経過的かつ政策的な配慮でもあるが、差別的な上納水準が容認されることで逆に小規模経営の存続にとって大きなプレッシャーになっていると考えられる。しかもすでにみたSu氏らY村における個別農家の場合、全村251戸のうちわずか30戸にすぎず、圧倒的多数の実質非農家を前に低上納水準の個別経営を維持・存続させることは困難であろう。かくて順義県においては、集団農場の経営が良好に行なわれる限り、高地代化と個別経営の再集団化、規模拡大が同時並行的に進展することになろう。

4. 再個別化の可能性

順義県の場合、個別経営はそもそも過渡的な形態と位置づけられてきた。東アジア農業全般における構造問題の現状に鑑み、耕地分散のもとでの個別的漸次的な規模拡大には多くの困難があると考えられ、政策的に集団農場化が追求されることは、一面で合理性のある選択ともいえる。しかし集団農場には、かつての生産隊が行き詰ったのと同様の、集団生産組織特有の経営管理上の困難があると考えられる。すでにみたように、N鎮党委員会書記は農場経営にたずさわる幹部の能力如何によって経営の良し悪しが決まると言ふが、生産隊による集団経営の状況と基本的に変わらない^(注8)。すなわち穀作経営のように植物を対象とする生産の場合、そもそも狭い空間で分業と協業が行なわれるわけではなく、季節により作業内容が異なり、作業の良し悪しがただちに結果となって現われず、かつ気象条件の影響が不可避であるなど、作業の質に対するモニタリングおよ

び評価が困難である。これらが適切になされない場合には、作業者による労務提供には機会主義的傾向が不可避となる。

M村集団農場およびH村集団農場における複数作業組（專業組）の設置、団地の固定化は、作業組相互の対比および同一団地における生産力の時系列的比較により、いわば間接的に作業組に対し緊張を強いるシステムといえよう。かつ農作業はいずれも5人1組で行なわれる形となっており、いわば相互の意志疎通とモニタリングが可能な規模で内部組織が形成されることになる。当然ながらこれでうまくゆかない場合には、1人1組もしくは1家族1組という形で、個別にリスクを負わせる形態に移行する可能性が生ずる。1980年代前半に中国でみられた生産隊の解体は、作業班による生産量の請負に始まり、作業班による経営請負もしくは個別農家による生産量の請負を経て、現状の個別農家による経営請負すなわち小作に移行する、というプロセスをたどったと考えられる（注9）。すなわち順義県の集団農場も、管理の如何では同様に個別農場化する可能性を否定できない。

5. 規模拡大をめぐる政治状況

さて得られる情報に鑑み、順義県と同様の状況にある北京近郊の各県において、規模拡大が同様に進展しているとは思われない。わずかに延慶県、房山県における作付統一、集団的土地利用、さらには四季青人民公社における集団経営の堅持が規模拡大に関連して時折報じられる程度であり（注10）、順義県の事例は突出している。華北全体においても同様である。

順義県における規模拡大の試みは、1986年8月に中共北京市委員会および市政府の決定を契機に始まり、87年の中共中央5号文書により追認され

たとされる（注11）。まず1986年8月に規模拡大指定地域に対し基準が示され、飯米地を維持する村を除き、農村企業就業者、畜産・工芸作物・林業の専門農家、収入の安定した個人商工業者、労働能力喪失者および荒らし作りをした者、食糧供出任務の未完遂者に対し、一律に利用権の回収が行われ、翌年にはこれがほぼ県全域に達したという（注12）。すなわち既述の年金制度の整備を含め、説得コストが政策的に負担されたと考えられる。ただしその水準は、不動産にかかる一般的な権利関係調整コストから考えても、また順義県と同様の状況にある北京近郊の各県において、借り足し型を含めた規模経営が同様に進展しているとは思われないことから考えても、少なからぬものであったと判断される。こうしたコストの大きさは、筆者の調査したSu氏の状況からも明らかである。規模拡大に向けた合意形成がいかに困難であるかという点に関しては、調査に同行した県党委員会農村工作部副部長およびヒヤリングを行なった県党委員会副書記（農業担当）が強調するところでもあった。

しかし、こうした政策当局者の説得活動にもかかわらず、もしくは強引な政策実施の結果として、順義県における集団農場化政策は1988年の段階で強力な反対にあっている。すなわちこの年、順義県の1人の農民が記者会見し、作付け強制に異を唱え、中共中央委員会の機関紙『人民日報』に大きく取上げられるという事件があった（注13）。穀物の作付けおよび土地生産性目標の強制に反対し、有利なスイカと白菜を栽培し、契約に違反した結果、農地を没収されたというものである。直接の争点となったのは都市近郊における農地利用規制の是非の問題ということになるが、背景には規模拡大の政策的追求に対する個別農家の潜在的不満

があったと考えられる。またこうした意見が中央紙に公然と取上げられたということは、やや大げさにいえば、農政の基本的枠組にかかわる意見の対立が表面化したともいえる。冒頭に述べたような、規模拡大による生産費の削減を不可避の選択として急ぐ立場と、あくまで家族經營を主体とし要素流通の市場化を通じた長期にわたる規模拡大のプロセスを考える立場との、すぐれて政策的な対立がここに示されているとも考えられる^(注14)。

論点はいわば新たな「囲い込み」をいかなるプロセスで実現するかということでもあるが、順義県に関するこの新聞報道以来、とりわけ1989年の天安門事件以後、政策当局の規模拡大に対する取り組みは慎重である。しかし規模拡大の問題は中国のみならず東アジアの農業発展にとって今後とも大きな課題であり続けることは明らかである。今回は十分な調査ができなかったが、まず順義県の場合には飯米供与、さらには年金支給等も含めた村レベルにおける経済機能の維持・拡大により、農業労働力の離農が容易であったといえるかもしれない。他方、1980年代の制度改革により、土地の所有と經營の分離を実現した中国の場合、自作農体制が続いた他の東アジア諸国に比べ、地代の引き上げによる集約的土地利用の強制が理論的に容易であるのみならず、集団所有のもとで農地の団地的利用も容易に実現できよう。順義県の事例では、実勢地代の引き上げはむしろ規模拡大の結果であり、適正規模經營の創設は、地代の引き上げに先だって政策的に行なわれたというべきであろうが、こうしたことの現実的 possibility を示したという意味で、中国にとどまらない重要な意義があるというべきであろう。

(注1) 福建省晋江県C郷Y村L氏の場合、所属村と隣村が共同で造成した水田20ha（二期作が可能）を一手に耕作し、供出のみならず両村内で不足する飯米の供給をも担っている。なおY村を含むC郷は運動靴加工産業が集中的に発展しており、省外を中心大量の外地工が流入している。この結果、農繁期の雇用労賃は15~20元にも達するなど、農家労働力の機会費用は増大している。L氏の經營においては福州の華僑農場から払い下げられた日本製の乗用型田植え機を装備しており、自家労働もしくは雇用労働に依拠せざるをえない平均耕地面積15.5haの県の一般農家に比べ（福建省統計局農村處『福建省農村統計年鑑 1992』北京 中国統計出版社 1992年9, 289ページの農家数、耕地面積数より計算）、機械設備にもとづく生産力の優位があると考えられる。

(注2) 土地の利用権を村外に売買する例は安徽省鳳陽県や浙江省温州地区などにおいても目にすることができる（田島俊雄「農政改革下の中国農業——脱集団化の現状——」（今村奈良臣・松浦利明編『社会主義農業の変貌』農山漁村文化協会 1988年）参照。ただし鳳陽県の場合には村内外で利用権価格は異なり、村内移転を優先する形となっている。

(注3) 利用権とは異なるが、オペレーター集団による郷鎮の範囲を越えた作業請負が、やはり晋江県にはみられる。

(注4) さし当り加用信文『農畜産物生産費論』楽游書房 1977年を参照。

(注5) 中国の農産物生産費調査については、田島俊雄「中国の農産物生産費調査」（『一橋論叢』第87巻第5号 1988年5月）／同「農産物の生産費と構造問題」（『1990年の中国農業』日中經濟協会 1991年）に詳しい。

(注6) 国家統計局農村社会経済統計司編『中国農村統計年鑑 1990』北京 中国統計出版社 1990年 180ページ参照。

(注7) 余暇の削減を含む。ただし老人などが担う場合には、生産労働への参加が逆に社会政策的意味を持つこともありうる。

(注8) 順義県の事例ではないが、東北農村からの帰國者を対象とするヒヤリングにおいて、生産隊長の良し悪しが集団經營の成否を決する重要ファクターであるとの発言がみられる（「黒竜江省元人民公社員との面談記録」(1)(2) アジア経済研究所所内資料 1978, 79年など、同シリーズを参照）。

(注9) 田島俊雄「生産責任制下の地域農業づくり」

(近藤康男・阪本楠彦編『社会主義下甦る家族経営——中国農政の転換——』農山漁村文化協会 1983年) 参照。

(注10) 汪隆 前掲論文など。

(注11) 劉宝成「順義県推進適度規模經營的幾個問題」(『學習与研究』1989年第3期)。

(注12) 菅沼圭輔「中国における<食糧大規模經營>——北京市順義県の集団農場の事例研究——」(『農業経済研究』第61巻第2号 1989年9月)。

(注13) 『人民日報』1988年6月3日,『農民日報』1988年5月20日など。

(注14) 現在の政策状況は家族経営を維持しつつ集団的枠組を強化するというものであり、こうした図式からみれば折衷的である。ただし筆者の印象では、集団的枠組を重視する論者は順義県の方式を基本的に支持し、市場経済化に傾斜する論者はこれに否定的である。

(東京大学社会科学研究所助教授)